

会報「石川守る会」

No.3 32006年4月20日.

石川県重症心身障害児(者)を守る会
全国重症心身障害児(者)を守る会
石川県支部 会長 山本 衛

満開だった桜の花も早散り始めているのにいつまでも寒い日が続くこの頃ですが、会員みなさま方、お子さま方にはお変わりなくお過ごしでしょうか。

さて昨年度から議論沸騰だった「障害者自立支援法」が4月から一部実施され、皆様のところにも新しい受給者証が送付されてきたことと思います。記載されている利用者負担限度額をご覧になって改めて負担の重さを実感されたことと思います。この法案が提案されて以来、多くの障害者団体や親の会から不安や疑問が出されていたにもかかわらずその多くが解決されないままの法案実施となりました。各自治体による減免措置もありますので相談してみましよう。

「石川県重症心身障害児(者)を守る会」 結成 10 周年を迎える！



今から 10 年前の平成 8 年 7 月に「石川県重症心身障害児(者)を守る会」が結成されました。それまで石川県では最重度の障害のある子供たちや成人の人たちのことを話し合う場がありませんでした。全国ではすでに 30 年前に「もっとも弱いものを一人ももれなく守る」と言う基本精神のもと「守る会」が結成され、重症児(者)のためのさまざまな運動に取り組んでいました。国療に重症児病棟が設置されたのもその成果の一つでした。

石川県では「訪問教育の高等部を作る会」が基盤となり、運動の成果で高等部の目途がついた時点で「守る会」の準備会として結成に向けて取り組み始めました。10 年の間に 20 名で出発した会員も賛助会員を合わせると 100 名を超えるまでになり、3 年後には「全国守る会」の支部にもなりました。その間巡回療育相談や介護交流セミナーや感覚的体験プログラムや療育キャンプなどの楽しい行事、さらに全国大会をはじめとする各種研修会への参加などの活動をしてきました。また在宅で重症児(者)の介護に当たっている家族の方々のレスパイト事業「ハートポッポ」にも取り組み 7 年目を迎えています。

この 10 周年を迎えた年に福祉制度が大きく変わり、会員の皆さんの不安や心配の声が聞かれます。今後少しでも軽減されるような新たな取り組みも求められています。

10 周年大会を以下のように開催したいと考え、準備を進めています。皆様方には今から予定を空けていただいて多数参加されることを願っています。

日・時 平成 18 年 7 月 2 日(日) 13:00~14:30(10 周年大会)

15:00~16:00 (H18 年度総会)

場 所 石川県生涯学習センター 広坂 元県庁跡

内 容 来賓祝辞、守る会の歩み、記念講演・・・などを予定しています。

詳しいことは次号でお知らせする予定です。

第43回重症心身障害児(者)を守る全国大会

日・時 平成18年6月17日(土)13時~6月18日(日)12時

場 所 沖縄コンベンションセンター 沖縄県宜野湾市

内 容 6・17 シンポジウム 13:00~17:00

「障害者自立支援法と重症心身障害児(者)」

懇 親 会 18:30~20:30

6・18 みんなで語ろう 9:00~10:00

式 典 10:30~12:00

*参加費4千円、交通費と宿泊費がかかります。石川守る会より多少の補助は
です。参加ご希望の方は4月中に会長までご連絡ください。

全国重症心身障害児(者)を守る会 東海・北陸ブロック

ブロック内「施設親の会」「在宅の会」役員合同会議

日・時 平成18年7月29(土)~30(日)

場 所 四日市市

第18回東海・北陸ブロック大会

日・時 平成18年11月18日(土)~19日(日)

場 所 四日市市「四日市市総合会館」

内 容 1日目 式典、基調講演、県別福祉施策発表、懇親会

2日目 シンポジウム「障害者自立支援法を知るために」

参加費 3千円

* H19年度は石川の担当になりますので視察もかねて参加したいと考えて
います。

正会員・賛助会員のみなさまへ

新年度会費納入のお願い



日頃より本会の事業にご理解とご協力を賜り感謝いたしております。

会員のみなさまにはお変わりなくお過ごしのことと思います。引き続き会員と
してご協力のほどよろしくお願いいたします。

賛助会員のみなさまには重症児(者)をもれなく守るという本会の趣旨に賛同
いただき深く感謝いたしております。今後ともよろしくお願いいたします。

尚、今年度の会費は同封の振込み用紙にて納入して下さいますようお願い申し
上げます。会費については昨年同様で以下の通りです。

正会員の方は年額・・・8000円(全国、石川)

賛助会員の方は年額・・・5000円(全国) 1口10000円以上(石川)

お間違いのないようご確認下さい。

障害者自立支援法が成立しました！

この法律は障害者全体を対象とするもので、これまでの障害者に対する制度を大きく変える内容になっています。勿論、施設に入所中の重症児者にも大きな影響を与えることになります。親又は保護者は法律に対する理解を深め、適切に対処していく必要があります。以下に、私たちに関係すると思われる内容についてまとめてみましたので、参考にいただければと思います。

★

★

★

障害者自立支援法が4月1日から施行されますが、重症心身障害児施設に入所している場合は、10月1日から「施設との利用契約の締結」と「新たな利用者負担制度」が始まります。

なお、これらに関する手続の窓口は、重症心身障害児施設が「児童福祉施設」であることから、入所者の年齢にかかわらず全て児童相談所となります。

(1)「施設との利用契約の締結」について

(「措置」から「利用契約制度」に移行)

- ・ 今までは各都道府県などの措置機関による「措置」という形でそれぞれの施設に入所しておりましたが、10月1日からは、現に施設に入所中の方であっても、入所者と施設の間であらためて「利用契約書」を交わすことになります。その手続の方法などについては、近々に措置機関から説明があると思いますので、そのときに必要な手続をして下さい。(施設単位で取りまとめることも想定されますので、その指示に従ってください。)

(2)「新たな利用者負担制度」について

(利用者負担制度の仕組み)

- ・ 本年10月から、利用者は原則としてサービス量の1割分と、医療費の自己負担分と、食費・光熱水費の実費を負担するシステムに変更されます。
- ・ しかしながら、その負担額が負担能力を超えないようにするため、所得区分に応じて負担軽減制度があります。
- ・ 負担軽減措置により、基本的には障害基礎年金の範囲内の利用者負担額となり、かつ、手元に日常生活に必要なお金が残るような仕組みになっています(年金以外に多くの収入がある場合はそれに相応した負担額となります。)

「あきらめないでください、今からでも出来る、このことは」

－障害者自立支援法への対応策一問一答（第一版）－

団体名：日本障害者協議会（通称：JD）

2. 利用者負担軽減の申請手続きなどについて

<申請書類や「同意書」>

Q.3 申請に必要な書類がたくさんありとても大変です。家族全員の課税証明書なども全部出さなくてはならないのですか。

A.3 利用者負担の上限額によって4つの所得区分のどこに該当するかを認定したり、利用しているサービスによって負担を軽減できる仕組みが複雑にあるため、様々な書類が求められていますが、利用するサービスや軽減制度に必要な書類を確認してそれのみを提出すれば大丈夫です。

Q.4 申請手続きのとき、「同意書」の提出を求められ、その場で署名・押印をしてしまいましたが、家族の預貯金なども調べられるようで不安です。必ず出さなくてはならないのでしょうか。

A.4 「同意書」は、利用者負担の所得区分の認定や軽減制度の適用にあたって、職権により世帯の課税状況や資産状況を確認できるようにするために提出を求める自治体が多くあるようです。しかし、申請にあたって必要な書類がきちんとそろっていれば、「同意書」を出す必要はまったくありません。また、一度出した「同意書」を取り消すこともできます。

Q.19 支援体制を手厚くできるよう、重度重複障害のある人への体制加算制度を活用したいと思いますが、この加算分の1割も利用者の負担にはねかえてしまうのでしょうか。

A.19 様々な加算制度がありますが、この加算分もすべて利用者の1割負担となります。障害の重い人ほど負担が増えたり、支援体制の手厚さと負担増をてんびんにかけさせられ、利用者と事業者が対立するような仕組みとなっています。これらの大元にあるのが応益負担制度のもつ問題点ですが、利用者の安心のためには負担があることを説明しつつ、可能な限りサービス提供を考えることが必要ではないでしょうか。

報 告

「障害者自立支援法」の学習会を開催しました。

講師は山本会長にお願いしました。

3月12日 七尾病院で30名ぐらいの参加でした。

3月18日 医王病院で28名ぐらいの参加でした。



会員の現況

新入会員

正会員 月間さん、

正会員 79名

賛助会員 21名

次の方々よりご寄付がありました。ありがとうございました。
有効に使わせていただきたいと思います。

皆川さん、山本さん、隅田さん、石川先生、匿名の方3名